

2011年5月31日（火）  
特定非営利活動法人  
かながわ女のスペースみずら  
理事 阿部 裕子

## 女性に対する暴力被害者支援における地域の関係機関の連携と課題

### [1] みずら

- ① ネーミング Ms+ら
- ② 1990年開設 個人（プライベート）の相談できる所は少なく、殺到
- ③ アジアの女性たちとの出会い 市民団体の限界を痛感  
被害の大きさに突き動かされて独自にシェルターを常設
- ④ 自治体から一時保護の依頼 生活保護 自治体との協働
- ⑤ シェルターに入れなくて殴り殺される → 県にシェルター増設の働きかけ  
1999年11月～神奈川県が施設を提供し、みずらが運営する公設民営開始
- ⑥ 現在のとり組みは2つの柱 相談と一時保護施設の運営

### [2] DV被害者の保護・支援—神奈川方式

- ① 婦人保護事業（売春防止法を根拠に困窮した女性や母子の一時保護）  
市区町村の福祉事務所が婦人相談所に一時保護依頼  
当事者の支援に生活保護を要する場合  
「発生地主義」：相談の発生した福祉事務所が実施機関  
「現在地主義」：今いるところ、婦人相談所のある地域の福祉事務所に集中してしまう  
→神奈川県・横浜市・川崎市は3県市合意で「発生地主義」
- ② 80～90年代から横浜を中心に民間シェルターができ、一時保護を受入。  
対象：暴力被害の女性や母子（DV・家族間暴力）  
生活困窮・ホームレス・退院後や退所後行き場なし  
アルコールや薬物依存・精神障害  
外国籍女性や母子・人身売買の被害者等  
一時保護を必要とするケース  
自治体との関係  
○依頼してきた市区町村が実施機関になる。  
○生活保護や母子生活支援施設入所の手続きは職務関係者が施設に来て行う。
- ③ 2001年DV防止法成立を受けて、  
神奈川県は県内の複数の民間シェルターにDV委託  
（毎年DV防止法による保護件数は400件弱で、約6割強を民間に委託している）
- ④ ①を基にDV被害者の相談～一時保護～自立支援は市町村が支援の実施機関となる。  
相談は発生地主義（住民票に関わりなく、相談をうけた市町村が責任を持つ）

市区町村（町村は県域福祉が関わる）にDV相談の窓口ないし担当者を設置

⑤ ②を基にケースカンファレンスの実施

保護されている施設に県、市区町村の担当者が集まり、施設の担当者と当事者が一同に介してケースカンファレンス（処遇検討）を開く。

生活保護のCW、ケースによっては児童相談所のCW

当事者の意思の尊重、関係する支援者が共通認識を得る、プロセスの透明性

\* こうした積み重ねで信頼関係を育んできた。

\* 自治体の担当者による民間は大切な社会資源として育てる意識

⑥ DV被害者の自立支援に向けて

「かながわDV被害者支援プラン」参照

改正DV防止法による「基本計画」は実効性を確保する必要あり

[3] 性暴力被害の相談対応

① みずら開設当初から「ユニオン」を併設し、労働問題としてのセクシュアル・ハラスメントに取り組み、被害者の納得の得られる解決を目指す。

② 労働問題以外の性暴力被害

○小・中・高などスクール・セクシュアルハラスメント

→みずらと神奈川人権センターで取り組む

県内の市町村と教育委員会に人権担当者 or セクションあり

○大学でのセクシュアル・ハラスメント

学内のセクシュアル・ハラスメント防止委員会の連携

③ 大阪 SACHICO のような支援体制は各地に必要であり、民間が取り組めば財政援助

[4] 男性相談について

① DV防止法は「配偶者からの・・・」

男性のDV被害者への支援は？（一時保護施設なし、保護命令あり）

② 男性のDV加害者へ対策は・・・DV防止法25条

「加害者の更生のための指導の方法・・・」

神奈川では、「DV」で深刻な殺人事件が起きている。

被害者支援のみずらではなく、

神奈川人権センターで「DVに悩む男性のための電話相談」開始

都道府県単位で「男性の相談」が必要

→相談の積み重ねでニーズを把握し、対策へ